

令和４年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第６回）議事録

■日時 令和４年８月２３日（火）午前１０時００分～午前１１時０５分

■場所 ＷＥＢによるオンライン会議

■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、荒井委員、奥委員、玄委員、小林委員、高橋委員、水本委員、森川委員、横田委員

■議事内容

１ 環境影響評価書案に係る質疑及び審議

（仮称）北青山三丁目地区市街地再開発事業【１回目】

⇒ 大気汚染、騒音・振動、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、廃棄物及び温室効果ガスの全１１項目について、質疑及び審議を行った。

令和 4 年度「東京都環境影響評価審議会」
第一部会（第 6 回）
速 記 録

令和 4 年 8 月 23 日（火）
Web によるオンライン会議

(午前 10 時 00 分開会)

○藤本政策調整担当部長 それでは、定刻になりましたので、東京都環境影響審議会第一部会を開催いたします。

本日は、御出席をいただきましてありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席状況について、事務局から御報告申し上げます。

現在、委員 12 名のうち 10 名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

これより、令和 4 年度第 6 回第一部会の開催をお願いいたします。なお、本日は、傍聴の申し出がございます。

部会長、よろしくお願いいたします。

○齋藤第一部会長 それでは、会議に入ります前に、本日は、傍聴を希望する方がおられます。なお、本会議の傍聴は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web 上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入室させてください。

(傍聴人入室)

○齋藤第一部会長 ただいまから第一部会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、「(仮称)北青山三丁目地区市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議の 1 回目、その他となります。

○齋藤第一部会長 それでは、次第 1 の「(仮称)北青山三丁目地区市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

まず、事業者の方に御出席いただきます。事業者の方は、WEB 上での出席となります。入室をお願いいたします。

(事業者入室)

○齋藤第一部会長 事業者の皆様方、本日はよろしくお願いいたします。

審議の進め方についてですが、審議は今回を含めて計 4 回とする予定です。3 回目に審議結果をまとめ、4 回目は総括審議となります。

事業者の出席は、今回を含め 3 回を予定しています。今回は 1 回目の審議となりますので、委員の皆さまには、事業計画の内容など確認したい点や疑問点などについて、御担当いただいている評価項目に限らず、幅広く質疑を行っていただきたいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○藤本政策調整担当部長 それでは、資料 1 を御覧ください。

（仮称）北青山三丁目地区市街地再開発事業環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見を整理したものとなります。

1 に意見書等の件数を記載してございます。都民からの意見書が 1 件、事業段階関係区長からの意見が 1 件、合計 2 件でした。

2 に都民からの主な意見をまとめてございます。環境影響評価項目に関しましては、大気汚染、騒音・振動、日影、風環境、景観の 5 項目について様々な要望がありました。また、その他ですが、計画地を都の公園にすることを勧める意見などがありました。

3、事業段階関係区長からの意見は、港区長からの意見でございます。総論として評価書を誰もが理解しやすいように示すこと、周辺住民等に情報提供を適切に行うことなどの要望がございました。

また、環境影響評価項目に関しましては、大気汚染、騒音・振動、地盤・水循環、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、廃棄物、温室効果ガスの 10 項目について、法令遵守、影響の低減のための対策実施、区との十分な協議などを求める意見がございました。

また、その他ですが、自転車駐車場等の設置及び交通安全対策の徹底の要望がありました。

なお、都民及び事業段階関係区長からの意見に対する事業者の見解につきましては、本事業の見解書として冊子にまとめられております。詳しくはそちらを御覧いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。ただいま、資料 1 について御説明いただきましたが、何か御質問はございますでしょうか。なお、事業内容とか評価書案に関する質問に関しては、この後の事業者の説明の後をお願いいたします。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

特に御発言がないようですので、次に事業者から各選定項目の予測評価についての説明をお願いいたします。

なお、遠隔の御参加でありますので、説明される事業者の方は冒頭で自己紹介をしていただき、併せて他の出席者についても御紹介をお願いしたいと思います。その上で御説明を始めてください。

それでは準備ができましたら、事業者の方よりしくお願いいたします。

○事業者 UR都市機構と申します。本日はよりしくお願いいたします。事業者UR都市機構からは3名で参加しております。よりしくお願いいたします。

○事業者 環境アセスメントを担当させていただいております。弊社からは2名で参加させていただいております。

それでは、評価書案の内容について御説明させていただければと思います。

資料を共有させていただきたいと思います。

それでは御説明させていただきます。

これから御説明させていただきます内容といたしましては、事業の概要と環境面からのポイントとなるところ、あと予測結果で特筆すべき部分について、ポイントを絞って説明をさせていただければと思います。

まず、計画地の位置ですが、東京都港区北青山三丁目に位置しております。計画地の東側は青山通りです。北側、北西側には渋谷区街、区の境に面しております。最寄りの駅は計画地北東側に外苑前駅、それと南西側に表参道駅がございます。

現在、計画地には旧都営青山北町アパートや青山通り沿道の事務所ビルなどの建物が残っております。また、北青山三丁目まちづくりプロジェクトの一環である、都営住宅建て替え事業区域、A-1 地区については、令和元年 12 月に竣工しております。同様に民活事業区域である A-2 地区につきましては、令和 2 年 5 月に竣工しております。

次にまいります。建築計画の概要ですが、業務、商業、宿泊、公共公益施設、駐車場などとなっております。

次にまいります。こちらが計画地の平面図になります。

B-1 地区には東側の青山通り側に B-1 棟を配置するとともに、西側には北青山三丁目地区まちづくりプロジェクトにおいて竣工済みの開発である A-1 地区と A-2 地区で整備された広場がこちらにございますが、こちらと連続して渋谷区側の隣接市街地との緩衝地帯にもなります大規模広場を配置する計画となっております。

また、B-2 地区には B-2 棟を配置するという計画でございます。なお、B-1 棟の高さは高さ約 180mを計画してございます。

次にまいります。こちらは、B-1 棟の高層部の断面図になります。

こちらは、B-1 棟の低層部と B-2 棟の断面図になります。

こちらは、渋谷側から計画地のほうを見たイメージパースになります。手前のほうと建物

の足下には、高木等の緑を計画してございます。

続きまして環境影響評価項目について御説明いたします。

本事業での対象とした項目は、大気汚染、騒音・振動、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、廃棄物、温室効果ガスの 11 項目になっております。こちらは環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表になります。

まず、大気汚染につきましては、工事の施行中において建設機械の稼働と工事用車両の走行を対象にしております。工事の完了後につきましては、関連車両の走行と駐車場の供用及び施設の供用ということになります。

騒音・振動につきましても、工事中につきましては建設機械の稼働と工事用車両の走行、完了後につきましては関連車両の走行を対象にしております。

地盤、水循環につきましては、工事中の掘削と供用後の施設の存在。

日影、電波障害、風環境、景観につきましては、供用後の建物の存在。

史跡・文化財につきましては、工事中。廃棄物につきましては、工事中と施設の供用後です。

温室効果ガスにつきましては、施設の供用ということで、これらの影響について選定してございます。

これらの項目につきまして、予測・評価を実施してまいりましたが、予測結果についてポイントになるところを中心に御説明させていただければと思います。

まず、大気汚染への影響ですが、こちらにつきましては工事中、工事の施行中及び完了後におきましても、環境基準を満足する結果となっております。

続きまして騒音・振動ですが、工事の施行中におきましては建設作業及び工場用車両につきましては、勧告基準及び環境基準を満足する予測結果となっております。

工事の完了後につきましては予測をした 6 地点のうち 1 か所、夜間において環境基準を上回っておりますが、現況におきましても環境基準を超過していることや本事業による増加分は 1 デシベル未満とわずかであることから、本事業により著しく影響は及ぼさないものと考えてございます。

次に、地盤となります。地盤につきましては工事の施行中につきましては計画地の周辺に山留壁として遮水性及び剛性の高い S MW を難透水層の上総層まで施工する計画でございます。これらの方法を行うことによりまして、計画地周辺の地盤の変形は生じないというふうにしております。

同様に掘削範囲内の帯水層が外部と分離、遮水されるために、計画地周辺の地下水の影響は小さいと予測してございます。

工事の完了後につきましては、地下躯体が建築されても地下水流が地下構造物の周辺を迂回するものと想定されますので、以上のことから本事業による地盤への影響というものは、著しい影響は及ぼさないものと考えてございます。

今の地盤と同様に、工事の施行中、工事の完了後の水循環ですが、こちらもSMWの工法を採用することによりまして、計画地周辺の地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼすことはないものと考えてございます。

地表面の流出量につきましては、計画地内に雨水貯留槽を設置するとともに、可能な範囲で透水性舗装や浸透マス等の雨水浸透施設を設けるとともに、緑化整備を行うことによりまして雨水の地下浸透を図っていく計画としてございます。

続きまして、日影になります。日影につきましては、この網がかかっているところが日影規制の対象区域で、かかっていないところが、日影規制がかかっていないところとなっておりますが、計画地の周辺は日影規制の適用除外となっております。

なお、5月に諮問いただいた際に周辺には日影規制がかかっているのではないかというご指摘をいただいたかと思うのですが、こちらが港区の用途地域図を抜粋してきたものでございます。

この三段ある数字の一番下が日影規制の時間、各区域の時間帯になってございますが、御覧いただいておりますとおり、計画地及びその周辺は日影規制の対象区域外となっております。

渋谷区につきましても同様に、計画地に隣接するこの第一種住居地域であるとか、近隣商業地域につきましては日影規制の対象外となっております。

予測結果といたしましては、2.5時間以上の日影が生じると予測される範囲は、日影規制地に該当しないと予測してございます。

次に電波障害になります。電波障害につきましては今後計画建築物による電波障害が生じた場合には、受信対策を行うことで影響が解消され则认为てございます。

次に風環境ですが、こちらが現況の風環境になります。計画地周辺は基本的に領域A、領域B、領域Cという緑色と青色と黄色の環境になります。

建物が建つことによりまして計画地内で黄色くなった地点である領域Cが増えることとなりますが、対策を講じることによりまして、これらの黄色くなった地点は領域Bの風環境に

なることができるということで、将来も現況と同程度の風環境が維持されるものと予測して
ございます。

次に景観でございます。景観につきましては特に眺望景観ですが、計画地周辺で 14 地点
ほど地点を取って予測をしてございます。

計画地の周辺には既存高層ビルなどが立ち並んでいることもございまして、計画建築物が
立地するところによりまして、これらの都市的な景観の一つとして取り込まれていくという
ところで、大きな変化はないというふうに予測してございます。

圧迫感の低減としましては、高層棟敷地境界から一定の距離を取りますことと、あとは立
体的な植栽を施すということで、周辺からの圧迫感低減に努めるということにございま
す。

以上のことから景観に関しましても著しい影響は及ぼさないものと考えてございます。

次に史跡・文化財ですが、こちらにつきましては、これまでもそうですが、今後も教育委
員会に随時確認をしながら対応を進めていくということで考えてございます。

次に廃棄物でございますが、廃棄物につきましては、工事中については建設リサイクル推
進計画の事業者の責任を果たすことによりまして、目標値を達成すると考えてございま
す。また、工事の完了後におきましても関連法等を遵守しまして、目標値を達成できるもの
と考えてございます。

温室効果ガスでございますが、こちらにつきましては本事業では、環境保全のための措置
としましては、E R Rであれば20%達成として、さらにそれ以上を目標といたします。

また再エネ電力を利用するなど、太陽光発電など利用する等、今後引き続き二酸化炭素が
削減できるように努めてまいりたいと考えてございます。

以上、事業の計画並びに予測評価の項目の選定及び予測結果の概要について御説明いたし
ました。私からの御説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○齋藤第一部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について委員の方から御質問や御意見を伺いたいと思います。
どなたかございますでしょうか。

玄委員から手が挙がっているようです。玄委員、お願いいたします。

○玄委員 はい、まず日影について質問できればと思っています。

計画地の土地用途について調べていただきましてありがとうございます。今のところであ
れば、特に日影については対象外の地域になっているということでよろしいでしょうか。

○事業者 はい、そのとおりでございます。

○玄委員 もしそういうことであれば、こちらの評価書案のところにはぜひそれも記入していただきたいと思っています。提供していただいた評価書案にはそれらの記載が抜けているのではないかなと思っているのですが、いかがですか。

○齋藤第一部長 いかがでしょうか。

○事業者 少々お待ちください。

○玄委員 はい。

先ほど聞こえなかったのですが、用途地域については分かりますが、ただ網とかをかけていないことで提供されているふうになっているのですが、それよりは先ほど説明するときに用いた資料で、多分港区から規制がないと記載があったので、それを追加してほしいと思っています。

○事業者 はい、了解いたしました。先ほど示させていただいたこちらの港区であるとか、渋谷区の日影規制の状況について、用途地域図を、本編に記載するか、資料編に記載するのですが、そのものズバリを掲載させていただけると分かりやすくなるのかと思いましたが、こちらとその次の渋谷区の状況を、評価書の作成においては追記させていただければと考えております。ありがとうございます。

○玄委員 はい、ぜひ、これは日影時間についての根拠になりますので、これをぜひ追加していただきたいと思っています。

続きまして風環境についても質問できればと思っています。

風環境では240ページとかになるかと思うのですが。今大きい図の真ん中に描いてあるものと、あとは右下に2つ描いてあるのですが、右下のほうは、敷地内及び敷地境界付近というのは、これは地表レベルですかね、こういうふうに描いてあると。

○事業者 はい、そのとおりでございます。

○玄委員 そうすると、大きい図の真ん中に描いてあるのは、敷地外を対象にして、こちらは敷地内ということですか。この理解でよろしいですか。

○事業者 そうですね、はい。

○玄委員 そうすると、今特に気になっているところは、この計画地の敷地内の北西側に広い緑地の広場を目指していると書いてあるのですが、その環境は、多分たくさんの方が訪ねてくると思うので、今敷地内で見ると多分3か所程度で評価しているのですが、適切に評価場所を増やしていく必要があるのではないかなと思うのですね。

もちろん、それは計画を見ながらこちらにある場所については、訪ねてくるお客さんがたくさんいるので、そういう場所を選定して評価するのも必要かなと思いますので、適切に評価する場所を増やすのはどうかなと思っていました。

もし今のここで十分であるのであれば、それらについても記述を追加していただければと思います。いかがですか。

○事業者 はい、この大規模広場内の地点としましては、このお示しています 210 番であるとか、212 番、213 番というポイントで選んでおります。

こちらの選定につきましては、将来、緑地内を人が歩く場所ということで、この地点を選定してございますので、評価の地点数としては十分かなと思っておりますが、おそらくその意図、そういった人が歩く地点を対象に選定しているといったところが、ちょっと一言抜けているところもあるのかなと思っておりますので、評価書作成の際にはその辺を追記させていただけると分かりやすくなるのかなと今思いましたので、ぜひそういうふうにさせていただければと思います。

○玄委員 分かりました。お願いします。

あとは 233 ページを見せていただけないでしょうか。こちらを見ると、これは風環境の評価を行う際の図面だと思うのですが、今ここで防風の計画が書かれてあります。もちろん北西側の樹木については防風の役割ではないので、ここでその樹木をどういうふうに植えていくかを記載しなかったという理由でよろしいですか。

○事業者 はい、大規模広場にはもちろん樹木をたくさん植えていくことになりますが、緑化につきましては現在協議中ですので、まだこれからいろいろと変わっていくところがございますので、現時点では見込んでいないということでございます。

○玄委員 分かりました。今ちょっと樹木について話をしていたので、樹木に関して話ができればと思うのですが、今この北西側の緑地計画についてはまだ検討中ということで、データがどういうふうになるかはまだ決まっていないのですが、先ほど見せていただいたイメージ図から見ると、結構高い樹木とかもあったんですね。

そういうことであれば、今これが高層ビルでもあるし、北西側には樹木の日影がかかってしまいますので、樹木の生長なども十分に配慮することが必要だと思います。なので、北西側の緑の計画においては、樹木における日影の影響も考慮していただいて進めていただきたいと思っています。お願いします。

○事業者 UR です。樹木の生長についても考慮しながら緑化計画を検討していきたいと思

っております。ありがとうございます。

○玄委員 お願いします。私からはこの程度だと思います。よろしくお願いします。

○齋藤第一部長 どうもありがとうございました。

それでは、他の委員、いかがでしょうか。何かございますでしょうか。

高橋委員から手が挙がっています。よろしくお願いします。

○高橋委員 よろしく願いたいします。

騒音・振動についてお尋ねしたいと思います。今回の評価では、騒音や振動が最大になる地点として、この青山通り沿い、この事業地域の南東側を選定して評価されていらっしゃるのですが、それはそれで最大値になるところがそこだというのであれば、それでいいのですが、例えば134ページの図8.2-3をちょっと見せていただいてよろしいでしょうか。

これは車両の通行経路を示した図ですが、この事業地の図を見ていただくと分かりますが、現状でアパートの建物が北西側とか北東側に残っている状態ですね。北西側の敷地境界の向こうには現在住居が、それから北東側の敷地境界のすぐ近くにも住居があるということで、おそらくこの現状の建物を解体するときに、北西側とか北東側に住んでいらっしゃる方に、騒音とか振動がかなり大きくなるのではないかとということが予想されます。

しかも、敷地境界の道路はかなり幅員も狭かったので、10mもない数m程度の道路だったと思うのですが、距離が近いこともあって、この辺の住民には影響が大きくなる可能性があると思うのですが、その辺りの予測はされないのか、それから対策はどのように考えていらっしゃるのかということを教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○事業者 はい、騒音・振動につきましては、当然ですけれども、全工事期間の中で、一番騒音の合成レベルが高い時期について予測を行っております。

この時期において予測をした結果ですと、青山通り側にピークが来るという結果にはなっておりますけれども、当然、各時期によってそういった住居への懸念とかなされる時期というのがあるかと思うので、現状、施工者は決定はしておりませんが、施工者が決まりました折には、環境保全措置、仮囲いはもちろんですが、なるべく平準化するだとかいったことを、きちんと申し伝えていくようにということで考えてございます。よろしくお願いします。

○高橋委員 どうもありがとうございます。そこはぜひそうしていただければと思うのですが、あとできれば、今言いました北西側とか北東側に関しても、特に解体時の騒音・振動がどれくらいになるのかということを、できれば予測して、少しでも書いていただければ、住

民の方は安心するのではないかという気がします。よろしくお願いします。

○事業者 ありがとうございます。

○齋藤第一部長 高橋委員ありがとうございます。

今の件は事業者の検討をいただけるということでよろしいでしょうか。

○事業者 そうですね、はい。

○齋藤第一部長 北西・北東側の解体時ということですが。

○事業者 はい、評価書作成に向けまして、検討させていただければと思います。

○齋藤第一部長 よろしく願いいたします。

それでは、横田委員、よろしくお願いいたします。

○横田委員 3つほど緑地がらみでお伺いしたいと思います。水循環と緑の関係でグリーンインフラの視点で、雨水流出抑制の効果について見ていたのですが、186 ページかと思うのですが、地下浸透の部分の流出抑制量の出し方についてお伺いしたいと思います。

表の8の4の9が、まず植栽の浸透能が $50\text{mm}/\text{m}^2$ 、これはどういう基準で出されているのかなというのをお伺いできますか。

○事業者 すみません、御質問いただいたのは表8の4の9欄外の注の植栽のところでしょうか。

○横田委員 そのところですか、はい。

○事業者 すみません、ちょっと確認させていただければと思います。

○横田委員 あと、現況と工事の完了後の比較を地下浸透部分で見ると、現況が 33.5 になっているのですが、これは上の図の8の4の5の土地利用種別でみると、植栽と裸地になっていて、裸地というのは基本的に団地の元々の植栽のあったエリアなので、草地に近い環境で植栽と同様の地下浸透機能がまだあるような基盤だと思うのですよね。

これはカウントに入っていないのではないですかと、33.5 というのが非常に小さいのでそう思うのですが、それはいかがでしょうか。

○事業者 はい、少々お待ちください。

今御質問いただいた主旨としましては、裸地ということで浸透能のほうを見てはいるのですが、この数字が小さいのではないかということですね。

○横田委員 ええ、そのとおりです、数字が小さいのではないかと、

元は団地で、結構様々な樹木と居住者が住まわれていた環境の目の前で、畑とかがあったりして、もう少し浸透能が見込まれるような値だったはずだと思って見ていたのですが。

○事業者 はい、こちらも元々、先ほどの 0.05 という数字もそうですが、こちらは、雨水流出抑制の種類ということで、港区のホームページに書いてある数字から拾って計算を出したのですが、そちらが、裸地ということで数字が 0.002 ということで、もう記載してございますので、こちらを使わせていただいた次第ではありましたが、ただ、おっしゃられるご主旨としましては、裸地ではあるけれども、何かちょっと草が生えていたりだとかということもあって、それであればどっちを取るかといったところで、植栽とかいった数字をとって計算しても、特に問題はないのではないかという、ちょっとこの辺り、どっちの数字を取るかというところは、評価書に向けて検討させていただければと思います。

○横田委員 つくられる緑地は非常に大きいので、それ自体の絶対量は非常に高い値だと思うのですが、何となくその差分が非常に過大評価になっていないかなという気になっていて、元々東京都がオリンピックで使用されたときに植栽を切ってしまったと伺ったんですが、切らなければ同等の植栽基盤を持っていたはずで、上がなくなっただけだと思うので、ちょっと現況が過小じゃないかなと少し気になりました。

○事業者 その辺りはそうですね、実態を見ながら、どちらを取るかということも含めて、検討していければと思います。

○横田委員 ありがとうございます。

2 つ目が防風植栽ですが、先ほど評価の C から B にするための防風植栽が 8m から 10m ありましたが、青山通り沿いというのは、植栽基盤の植樹の範囲が結構限られるように思うのですが、支柱の仕方ってどういうふうを考えられているのかなというのを伺いたしたいと思います。

結構地下と地上でがっちりと固めるとなると、かなり地下支柱も含めて幅が必要になって来ないのかなと思うのですが、防風対策としてかなり強風で吹き下ろして倒れたりとかというリスクが高くなっているんで、幅の狭いエリアでどういうふうを考えられているのかなというところを教えていただければと思います。

○事業者 はい、ありがとうございました。

まず今回の計画につきまして申し上げますと、青山通り 246 号の歩道のさらに計画地側のところに今回の開発に伴いまして、歩道状空地を整備いたします。その歩道状空地が幅 4m あるのですが、その中に植栽をするという計画になってございます。

○横田委員 4m の歩道状空地の植栽の幅はどれくらい見られているのですか。植樹のサイズと言いますか、横幅と言いますか。

○事業者 URです。詳細はこれからですが、半分が高木の植栽帯で、半分が通路帯というふうに考えております。

○横田委員 分かりました。歩道上空地をうまく設計すれば、地下と地上でがっちりと固められるのかもしれないですが、何かエイベックス前の並木の揺れ方を見ても、非常に強風が吹いたときに耐えきれのかなという心配もあるので、しっかりと対策をしていただきたいと思います。

引き続き検討をお願いできればと思います。

○事業者 ありがとうございます。木が倒れないように検討していきたいと思います。

○横田委員 庇と組み合わせてというようなことができればいいんでしょうけれども、なかなか樹木に頼り過ぎないように気を付けてほしいなという点です。

あと、圧迫感の景観の点で、最後なんですけれども、圧迫感の2が現地調査で伺ったときも建物の裏に入るようなというふうに、建物の裏に形態率の変化ということで書いていただいているのですが、調査地点が限られてきた結果、圧迫感が見えないところで調査されたというようなことなのだと思いますけれども、通り道であるとか、少し細い街路などで、隙間から見えて、もう少し圧迫感を感じるような場所があるのではないかなというようなことは気になると思うのですが。それは特段考慮しなくていい、大丈夫というようなことでよろしいのでしょうか。

2番の地点のことです。少しずらすと圧迫感があるような地点がないのかというようなことに関してですけれども。

○事業者 はい、そうですね。圧迫感のナンバー2 地点につきましては、交差点でございますけれども、交差点の中で特に一番人が滞留する場所から撮影しておりますので、その地点がたまたまだったのですけれども、見えない地点になってしまったといったところでございます。

○横田委員 通りを少し北に上がっていくと、圧迫感が高くなってしまふ地点がないかということは、確認いただけていたら教えていただきたいと思いますと思いました。

○事業者 はい、調査地点としましては調査計画書でこの交差点を選定はしておりますが、その通りを北というのか、西というのか、歩いて行ったときに、どこか隙間から見えるところがないかというところかと思うのですが、ちょっとあまり西のほうに歩いていきますと、調査地点からはズレてしまうといったところがございましたので、こちらの地点から撮影をさせていただいた次第でございます。

○横田委員 説明がつけばよいのかなというふうに思いますし、ここは一番人が集まる場所だと思うのですが、特に際立った圧迫感の感じる箇所がないというようなことのほうが、より重要だと思いますので、それが見えないけれども他のところでは見られる場所が少ないということも合わせて言えればいいのかなと思います。ありがとうございました。

○事業者 ありがとうございます。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

それでは、水本委員、お願いいたします。

○水本委員 現在評価書案に載っている掲載されている 286、287 ページのところの史跡・文化財への対応というところは、港区教育委員会にきちんとご相談されるという方向性ですので、おおむね正しいかと思います。

それで、ちょっと評価書案を変えるという意味ではないのですが、追加的にお願いしたいことなのですが、こちらについてはおそらくメインでもし埋蔵文化財が出てくるとすると、近世の段階で、それが幕末期には大名屋敷と青山通り沿いにはおそらく細かい敷地を持った武家屋敷があらうかと思います。

ですので、この敷地の中に2つの要素の遺跡が含まれている可能性が最も高いと思われますので、できればその港区との協議の中では、今後確認調査等を行っていく中では、その2要素があるということを踏まえた確認調査のあり方というのを、模索していただきたいと思います。

それから、青山霊園のほうでは、今でも歩くと縄文土器が見つかるぐらいの感じで、縄文時代の遺跡等々もありますので、その辺りは予測がなかなか難しいところですので、調査に入ってからが発見ということも予想されるということがあります。

それから、現在近代の遺跡の扱いについては地域にとって重要なものということになっておりますが、ここは東京師範学校があったところでありますから、やはり近代というものの扱いについても、やはり適切にきちんと調査の対象として考えていただければなと思っております。

今の大きな方針としてはおそらくこの辺りは港区からも注文が入るかと思いますので、大きく変える必要はありませんが、それだけお願いしたいと思います。

それから、ちょっと私の範疇を超えますが、都民からの声で少し特に近隣の住宅の側だと思うのですが、見られるというストレスについての御懸念ですとか、それからその建築の素材についての御懸念、これは具体的に上っております。

ですので、配慮するという文言があるのですが、やはり具体的な不安に対しては、ある程度具体的なお答えがないと、おそらく不安は解消されないと思いますので、この辺りは少し気遣っていただき、さらなる御配慮をいただければと思います。

最初のところは専門のところ、次のところはちょっと違うところだったのですが、以上で私のところは終わります。

○事業者 UR都市機構です。ご意見ありがとうございます。

埋蔵文化財については、ご意見を踏まえて港区教育委員会と、今調整させていただいていますので、文化財が出てきた場合には対応させていただきたいと思っております。

2点目の住民への配慮についても、プライバシーとあと外装とかというのが今後どうなるのかということで、かなりご不安があるということでご意見をいただいていると思っておりますので、これからの検討ですが、詳細の検討の中でさらに配慮していくということを検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

○水本委員 よろしくをお願いします。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

今の配慮していただくところが具体的に見えるようにしていただけると、という御意見だったと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

はい、奥委員、よろしくお願いします。

○奥委員 はい、ありがとうございます。

今の最後の点ですが、具体的に277ページの8の8の3、環境保全のための措置の中の予測に反映しなかった措置の1つ目に、色彩に対しての配慮と言いますか、周辺の建築物との調和を図るという記述をしていただいているところがありますが、ここに、都民の意見に対しての事業者回答の中に記載されているように、建物の外壁の素材についても、しっかりと周辺環境に照らして違和感のないような調和を図れるようなものにしていくという記載を、具体的に評価書の中には落とし込んでいただければと考えています。

ここは色彩の言及しか1つ目のポツにはないので、外壁の素材も含めてしっかりと調和を図っていくということを盛り込んでいただきたいと思います。

○事業者 ありがとうございます。特に外装の素材について低層部を中心に配慮していくということで、具体的に記載するように検討していきたいと思っております。

○奥委員 お願いします。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、森川委員、よろしくお願いします。

○森川委員　ちょっとお聞きしたいところが、工事の施行中、建設機械の稼働で二酸化窒素の寄与率がそれなりに結構高いなと思って見ていました。予測濃度についてはそれほど問題はないかなと思うのですが、やはり寄与が高いというところでちょっと気になったもので御質問します。

予測に反映した措置ということで、この一番工事が佳境に入った段階で、フル稼働ということで予測していただいているのですけれども、機械が排出ガス対策型建設機械第2次基準値を使用するというのが前提で予測されているのですが、でもここら辺のそういう前提で工事が本当にできるのか。

また反映しなかった措置としては、もっとよい最新の対策機械を使用していきたいということを書いてあるのですが、その辺りのところを教えていただきたいというのが1点です。

もう1点あるのですが、ちょっと話が違って、評価書案の23ページにある区画道路第1号というのがあって、既存の建物との間の結構大きい道路だなと現地視察のときにも思っていたのですけれども、この道路に入って真っ直ぐ行ったら住宅街になっていて、こちらが道路じゃなくて住宅で、ここはちょっと変わる予定があるのかなのか、はっきりお聞きできてない気がしていたのですが、この道路は結構広い道路ですね。

この一つ前のページで、関連車両の走行ということで、奥までは入らない感じになっていますね。この道路は見た感じだと本当に道路ですが、もうちょっとその緑という点とか、有効活用とか何かお考えなのかなということがあります。

あと、この関連車両がこれは地下だと思うのですが、今のA-2地区の下を通ってぐるっと回っていく図になっているのですが、ここの工事の部分というか、ここの走行ルートの中がどうなっているのかなというのをお聞きしたいと思いました。

すみません、たくさん聞きました。よろしくお願いします。

○事業者　1点目の大気汚染の件ですが、予測の前提としましては第2次ということで予測をさせていただいております。

もう大分時代も進んでまいりましたので、2次基準値相当の建設機械はもう現場でも採用することになろうかとは思っているのですけれども、まだ施工業者は決定はしておりませんけれども、おそらく今の時代ですので、3次であるとかオフロードといった建設機械は当然使っていくことになろうかと思しますので、その辺は事後調査でも確認はしてまいります、2次基準値以上のものは確実に使っていくのかなと考えてございます。

○事業者 2点目の道路計画のほうですけれども、23ページの記載の通り中央道路に対しまして、渋谷区側はかなり幅の狭い道路になっておりますので、車道自体は青山通りから入って転回して帰ってきて、その奥は緊急車両のみが渋谷区の側に入っていくような真っ直ぐな動線になっております。

そして、奥側の使用については、既にできている民活棟の大規模広場を拡充する形で考えておりますので、A-2地区の大規模広場と再開発側の大規模広場がつながるような形の設えにする予定になっております。

また、車両の通行ですが、22ページに戻っていただいて、既に民活棟にある地下駐車場と再開発事業側の地下駐車場の2つを、地下車路でつなぐ予定にしております。その工事は再開発事業側で実施する予定にしております。

駐車場を使う車については、この青い線が入って行って、入り口は民活棟の入り口を使い地下車路を経由して、出口は再開発側の赤い部分から出口を出て、青山通りに出ていくということで、地下駐車場を一体で活用することで、入口と出口を1か所ずつにして、車両の交錯とか歩行者との交錯をなるべく少なくするように計画しております。

○森川委員 ということは、この今青い動線で示されている部分というのは、今もうできているということなのですね。

○事業者 そのとおりです。

○森川委員 その地下を出てきた出口というのは、この赤い矢印の先ぐらいのところに出口がある感じなんですか。

○事業者 はい、そのとおりです。

○森川委員 なるほど。分かりました。

それで、ちょっとその大規模広場につなげるというお話ですなんですけれども、27ページのこの図だと、そのままその道路の絵になっているわけですが、ここの部分が少し緑になるかもしれないということでしょうか。

○事業者 そのとおりです。その道路の中もこの緑の部分が少しずれて、緊急車両の動線だけは入れるような位置、自動車が入れる部分の設えも一部できますが、基本は緑でつながるかと考えております。

○森川委員 今は道路の絵になっているけれど、ということによろしいですね、特に奥側のところですね。

○事業者 奥側についてはその予定です。

○森川委員 分かりました。ありがとうございます。

では、工事の施行中のときの建設機械の様子については、またご確認いただいて、よろしくをお願いします。

○事業者 ありがとうございます。

○齋藤第一部長 どうもありがとうございました。

他、いかがでしょうか。特に手が挙がってないようですが、どなたかございますでしょうか。

選定項目については、おおむね質疑がなされたかと思うのですが、平林委員と堤委員は御欠席なので、また次回にということかもしれません。

あと、廃棄物の御担当の荒井委員は何かございますでしょうか。一応御確認でございますが。

○荒井委員 特にありません。ありがとうございます。

○齋藤第一部長 分かりました。

特に御意見がないようでしたら、これにて本日の審議は終了したいと思います。いくつか御意見が出てきましたので、次回またお出でいただけるときに回答いただけるところは御準備をお願いしたいと思いますので、またよろしくお願いいたします。

事業者の皆様、本日は誠にありがとうございました。また次回よろしくお願いいたします。

○事業者 ありがとうございました。

○齋藤第一部長 それでは、御退出をお願いいたします。

(事業者退出)

○齋藤第一部長 あと、それでは最後にその他ですが、何か全体を通しまして御意見、御質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。特にないので、これをもちまして本日の第一部会を終了したいと思います。皆様、どうもありがとうございました。

傍聴の方は退出ボタンを押して退出をしてください。

(傍聴人退室)

(午前 11 時 05 分閉会)